交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

　覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

　　　　　　　年　　月　　日

住所

氏名

　　　山口県知事　　　　　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄した医薬品である覚醒剤原料 | 品　名 | 数　量 |
|  |  |
| 廃棄を行った施設の所在地及び名称 |  |
| 廃棄の日時 |  |
| 廃棄の場所 |  |
| 廃棄の方法 |  |
| 廃棄の事由 |  |
| 参考事項 |  |